

## 介護給付金等の支払事由の拡大について

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）では、高齢化の進展や医療技術の進歩に対応し、医療・介護分野への取組みを強化してきています。今般、お客さまのニーズが一層高まりつつある介護保障商品について、支払事由を現行よりも拡大し、よりお客さまの期待に応えられるようにするとともに、わかりやすさの向上を図ります。

この支払事由の改訂は2014年1月2日以降実施し、次ページ記載の「2. 対象となる保険種類」にすでに加入されているお客さまについても、保険料を変更することなく支払事由を拡大します。

### 1. 内容

#### その1～公的介護保険連動給付を導入します！

現行の支払事由は、「公的介護保険制度において要介護2以上の認定を受ける程度の状態」を身体状態や日常生活動作において介護を要する程度などにより定義したものの（当社独自基準）で、公的介護保険の要介護認定と連動しているものではありません。

2014年1月2日以降は、現行の支払事由に加え、公的介護保険制度において「要介護2以上」の認定を受けられた場合も支払事由となります。

	当社独自基準	公的介護保険連動
重い ↑	要介護5	
	要介護4	
	要介護3	
	要介護2	
↓ 軽い	要介護1	

← 年齢問わず対象 →      ← 40歳以上が対象 (40～64歳は16疾患に限定) →

※2014年1月2日以後、新たに「要介護2以上」の状態に該当し、「要介護2以上」との認定を受けた場合が対象となります。

#### その2～現行支払事由の要件も緩和します！

当社独自基準による支払事由について、現行は、その要介護状態が「180日間継続し、かつ、回復の見込がないこと」という要件を設けていますが、2014年1月2日以降は「180日間継続したこと」という要件のみとし、お支払いの対象となる事由を拡げます。

## <改訂前後の支払事由>

2014年1月1日まで	2014年1月2日から
<p>つぎの条件をすべて満たしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 所定の要介護状態に該当</li> <li>• その要介護状態が 180 日間継続</li> <li>• 回復の見込みがない</li> </ul>	<p>①または②のいずれかに該当したとき</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> <p>①公的介護保険制度において要介護2以上と認定されたとき <span style="float: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">追加</span></p> </div> <p>②つぎの条件をすべて満たしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 所定の要介護状態に該当</li> <li>• その要介護状態が 180 日間継続</li> </ul> <div style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">変更</div>

## 2. 対象となる保険種類

介護給付金、介護年金をお支払いする商品	保険料払込を免除する保障を有する商品
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5年ごと(利差)配当付介護年金終身保障保険</li> <li>• 5年ごと(利差)配当付特定状態収入保障特約</li> <li>• 介護特約D(H13)</li> <li>• 無配当介護特約(H13)</li> <li>• 介護特約(親型)D(H13)</li> <li>• 無配当介護特約(親型)(H13)</li> <li>• 5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約</li> <li>• 5年ごと配当付介護割増年金移行特約</li> <li>• 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約</li> <li>• 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)</li> <li>• 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)</li> <li>• 介護割増年金特約(H13)</li> <li>• 夫婦介護割増年金特約(H13)</li> <li>• 介護割増年金移行特約(H13)</li> <li>• 夫婦介護割増年金移行特約(H13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5年ごと(利差)配当付終身医療保険</li> <li>• 保険料払込免除特約(H13)</li> <li>• 保険料払込免除特約(契約者型)</li> </ul>

!	<p>つぎの商品は、重度の要介護状態のみを支払事由としているため、今回の改訂の対象にはなりません。</p> <p>介護特約D、無配当介護特約、介護特約(親型)D、無配当介護特約(親型)、介護割増年金特約、夫婦介護割増年金特約、(5年ごと利差配当付)介護割増年金移行特約、(5年ごと利差配当付)夫婦介護割増年金移行特約</p>
---	--

## 3. 保険料について

今回の改訂による保険料の変更はありません。

平成26年1月1日以前に、以下の附則第1条の保険にご加入、または特約を付加（中途付加を含みます）されたお客さまについて、下記のとおり介護給付金等の支払事由の改訂に関する附則を適用します。

## 附則（平成26年1月2日）

### 第1条（適用対象）

この附則は、介護給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由に関する規定において、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当した場合に関する規定がないつぎの各号の主契約および特約に適用します。

- |                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| (1) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険      | (11) 無配当介護特約（親型）（H13）           |
| (2) 5年ごと配当付終身医療保険          | (12) 保険料払込免除特約（H13）             |
| (3) 5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険    | (13) 保険料払込免除特約（契約者型）            |
| (4) 5年ごと利差配当付終身医療保険        | (14) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約          |
| (5) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約      | (15) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約        |
| (6) 5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約 | (16) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）   |
| (7) 5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約    | (17) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13） |
| (8) 介護特約D（H13）             | (18) 介護割増年金特約（H13）              |
| (9) 介護特約（親型）D（H13）         | (19) 夫婦介護割増年金特約（H13）            |
| (10) 無配当介護特約（H13）          | (20) 介護割増年金移行特約（H13）            |
|                            | (21) 夫婦介護割増年金移行特約（H13）          |

### 第2条（介護給付金等の支払事由等）

1. 第1条（適用対象）に定める主契約および特約の普通保険約款および特約条項における介護給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由につぎの事由を追加します。

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、平成26年1月2日以後、保険期間中に、附則別表1に定める公的介護保険制度における附則別表2に定める要介護2以上の状態に該当し、附則別表3に定める要介護認定において要介護2以上との認定を受けたとき

2. 第1条に定める主契約および特約の普通保険約款および特約条項における介護給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由に関する規定中「180日間継続し、かつ、回復の見込がないこと」とあるのは「180日間継続したこと」と読み替え、平成26年1月2日時点において「180日間継続したこと」との要件を満たしている場合は、平成26年1月2日に介護給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由に該当したものとみなします。
3. 第1条に定める主契約および特約の普通保険約款および特約条項に保険期間満了に際しての要介護状態に関する特別取扱に関する規定がある場合には、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 当該規定は適用しません。
  - (2) 保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。）に、要介護状態に該当しているものの、その状態が180日間継続していない場合において、その後もその状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続したときは、保険期間の満了日に介護給付金等の支払事由に該当したものとみなして介護給付金等の支払に関する規定を適用します。

### 第3条（法令等の改正に伴う介護給付金等の支払事由等に関する規定の変更）

1. 第1条（適用対象）に定める主契約および特約の普通保険約款および特約条項における介護給付金等の支払事由に関する規定（以下「介護給付金等の支払事由に関する規定」といいます。）について、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 当社は、介護給付金等の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が介護給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、保険料および給付金額等を変更することなく介護給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
  - (2) 第1号の規定により、介護給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、介護給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
2. 第1条に定める主契約の普通保険約款における保険料払込の免除事由に関する規定について、第1項中「介護給付金等の支払事由に関する規定」とあるのは「要介護状態による保険料払込の免除事由に関する規定」と、「保険料および給付金額等」とあるのは「保険料率」と読み替えて、第1項第1号および第2号の規定を適用します。
3. 第1条に定める特約の特約条項における保険料払込の免除事由に関する規定について、第1項中「介護給付金等の支払事由に関する規定」とあるのは「要介護状態による保険料払込の免除事由に関する規定」と、「保険料および給付金額等」とあるのは「この特約が付加される場合の保険料率」と読み替えて、第1項第1号および第2号の規定を適用します。

### 第4条（請求書類）

第1条（適用対象）に定める主契約および特約の普通保険約款および特約条項における介護給付金等および保険料払込の免除の請求書類に、公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合）を追加します。

#### 附則別表1 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

#### 附則別表2 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

#### 附則別表3 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいい、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

この資料は、2013年8月時点において、2014年1月2日以後適用する要介護状態に関するお支払事由の変更を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご契約内容の詳細は、専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずお読みください。要介護状態に該当した場合や、該当したのでは？と思われる場合には、当社ホームページ、約款でご確認いただき、担当の生涯設計デザイナーまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。